

## 茨木市病児保育事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、児童が病気の回復期に至っていないが病状の急変など入院治療の必要がない場合で、保護者による保育を行うことが困難な状況において、その児童を適切な処遇が確保される施設において一時的に預かる病児保育事業（以下「事業」という。）を実施することにより、児童の保護者が安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2 事業の実施主体は、茨木市とする。

2 事業は、事業の実施が可能な施設を有する医療法人等（以下「事業実施者」という。）に委託して行う。

### (対象児童)

第3 事業の対象となる児童は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住していること。
- (2) 生後6月から小学校第3学年修了前までであること。
- (3) 病気の回復期に至らない状態であり、医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難であること。
- (4) 保護者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号（第6号及び第9号を除く。）のいずれかに該当すること。
- (5) 小児科医及び事業実施者が本事業による保育を受けることが可能であると判断していること。

### (実施施設)

第4 事業の実施施設は、次に掲げる要件を備えた病院若しくは診療所に付設された施設又は専用施設とする。

- (1) 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98平方メートル以上とし、1室8.0平方メートルを下回らないこと。
- (2) 児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- (3) 調理室（本体施設等の調理室と兼用するものを含む。）及び調乳室（専用の調乳室が設けられない場合で、保育室等の一部を調乳コーナーとして区画したものを含む。）を有すること。
- (4) 保育士の配置は、利用児童数3人に対し1人以上とすること。
- (5) 児童の看護を専門に担当する職員として、看護師等（看護師、准看護師、保健師及び助産師をいう。）1人を配置すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業に必要な設備及び備品を備えていること。

(利用定員)

第5 事業の利用定員は、1日につき6人とする。

(利用日、利用時間及び利用期間)

第6 事業を利用することができる日は、次に掲げる日を除いた日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 事業を利用することができる時間は、午前8時30分から午後6時までとする。

3 事業を利用することができる期間は、事業実施者が利用の承認をした日から起算して7日目までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、事業を利用することができる日、時間及び期間について、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(事前登録)

第7 事業を利用しようとする保護者は、あらかじめ、保育を受ける児童について茨木市病児保育事業利用登録申込書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けるものとする。この場合において、児童が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された認可保育所に入所しておらず、かつ、次の各号に掲げる世帯に属するときは、当該世帯の区分に応じ、当該各号に定める書類を登録申込書に添えて提出しなければならない。ただし、第4号に定める書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である世帯 生活保護証明書

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯 支援給付証明書

(3) 保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である世帯 保護者が里親であることを証明する書類

(4) 市町村民税が非課税の世帯 次のア及びイに掲げる場合に応じ、当該ア及びイに定める年度分の世帯全員の市町村民税が非課税であることを証明する書類

ア 当該年度の4月1日から8月31日までの間に事業を利用する場合 前年度

イ 当該年度の9月1日から翌年3月31日までの間に事業を利用する場合 当該年度

2 前項の規定による登録の有効期限は、登録を受けた日の属する年度の末日とする。  
(利用手続等)

第8 事業を利用しようとする保護者は、あらかじめ実施施設に利用の予約を行うものとし、事業実施者は、定員の範囲内で利用の予約を受け付けるものとする。

2 利用の予約をした保護者は、茨木市病児保育事業利用申込書(様式第2号)に小児科医から発行された茨木市病児保育事業意見書(様式第3号)を添えて利用日までに事業実施者に提出しなければならない。

3 事業実施者は、前項に規定する利用申込みを受けたときは、速やかに利用の承認の可否について保護者に通知するものとする。

4 事業実施者は、第2項に規定する利用申込みの際し、必要と認める場合は、児童の診察を行うことができる。

(利用の取消し等)

第9 事業実施者は、次のいずれかに該当するときは、第8第3項の利用の承認をせず、若しくは利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 保護者がこの要綱に違反したとき。

(2) 児童が第3に掲げる要件のいずれかを欠くと認められるとき。

(3) 定員を超えるとき。

(4) 保護者が偽りその他不正の手段により利用の承認を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 児童の状態が変化し、実施施設における対応が困難なとき。

(6) 保護者が管理上必要な事業実施者の指示に従わなかったとき。

(7) その他事業実施者が不相当と認めたとき。

(利用料金等)

第10 事業を利用しようとする保護者は、別表第1に定める利用料金を負担しなければならない。

2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用料金の過誤納があったときは、利用料金の全部又は一部を保護者に対し還付するものとする。

3 第1項に定めるもののほか、事業を利用しようとする保護者は、食費等の個人的な経費についてその実費を負担しなければならない。

(保護者等の留意事項)

第11 保護者は、利用に際しては、実施施設の職員に、児童の健康状態その他処遇上必要な事項について、十分に説明しなければならない。

2 保護者は、利用期間中、常に連絡先を明らかにしておくとともに、第9の規定に該当し、利用を中止することとなった場合は、直ちに児童を引き取らなければならない。

3 実施施設の職員は、児童の状況を十分に把握の上、安全かつ適切な処遇に努めるとともに、利用期間中の児童の保育状況等の記録を整備しなければならない。

(利用状況の報告)

第12 事業実施者は、毎月の利用状況を茨木市病児保育事業利用状況報告書（様式第5号）により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行った第7に規定する事前登録その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市病児保育事業実施要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、平成24年4月1日以後の事業の利用について適用し、同日前の事業の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新要綱第3第2号の規定により新たに事業の対象となる児童の保護者が準備行為として行った新要綱第7に規定する事前登録その他新要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年12月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月15日から実施し、同年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市病児保育事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

## 別表

茨木市病児保育事業利用料金表（日額）

世帯の区分	児童1人当たりの利用料金
1 保護者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である世帯	無料
2 次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める年度分の市町村民税が非課税である世帯 (1) 当該年度の4月1日から8月31日までの間に事業を利用した場合 前年度 (2) 当該年度の9月1日から翌年3月31日まで	1,000円

の間に事業を利用した場合 当該年度	
3 1 及び 2 に掲げる世帯以外の世帯	2,000円

年度 茨木市病児保育事業利用登録申込書

(申込先) 茨木市長		記入日	
フリガナ		愛称	
児童の氏名	□男 □女	生年月日	
◆受けた予防接種に☑してください。 □ロタウイルス □四種混合（回） □肺炎球菌 □B型肝炎 □BCG □ヒブ □MR（□麻しん □風しん）（回） □水痘 □日本脳炎 □おたふくかぜ（任意） □新型コロナウイルス（回） □その他（ ）		◆アレルギー（特異）体質について（□あり □なし） ○アレルギー性の病気の経験があれば、病名、アレルゲン（原因となるもの）等をご記入ください。 ○食事制限があれば、食品名をご記入ください。 ○アレルギーにより使用できない薬があれば、薬の名称をご記入ください。 ○エピペン処方（□あり □なし）	
◆熱性けいれんの有無 （□あり □なし） 最近の発作 歳頃（ ）℃	◆てんかんの有無 （□あり □なし） 最近の発作 歳頃（ ）℃	◆過去の入院または大きな病気や手術（□あり □なし） 病名： 時期： ◆平熱（ ）℃ ◆その他、障害等の配慮を必要とする点があればご記入ください。	
◆毎日飲んでいる薬（□あり □なし） 薬の名称：  飲む時間等：			
既往歴（今までにかかった病気があれば☑してください。）			
□ 突発性発疹		□ 肺炎	
□ 麻しん（はしか）		□ とびひ	
□ 風しん		□ B型肝炎（キャリアを含む。）	
□ 水痘		□ 喘息・喘息性気管支炎	
□ 咽頭結膜炎（プール熱）		□ アトピー性皮膚炎	
□ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		□ 川崎病 心臓合併（□あり・□なし）	
□ 百日咳		□ 新型コロナウイルス感染症	
□ ヘルパンギーナ		□ その他（ ）	
同意書			
□ 病児保育事業利用登録要件の確認及び利用料金の算定のために必要があるときは、私及び私の属する世帯員全員の住民基本台帳及び市民税課税台帳を茨木市長が閲覧することに同意します。			
通所（園）、通学施設等	保育所（園）、幼稚園、小学校に通所（園）、通学 □している □予定（ ）から □していない （施設名： 電話番号： ）		
父の利用事由	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護・看護 □災害復旧 □就学 □その他（ ）		
母の利用事由	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護・看護 □災害復旧 □就学 □その他（ ）		
保護者氏名	父		母
携帯電話			
現住所	（〒 ） 茨木市		
前年1月1日時点の住所	□茨木市	□茨木市外（ ）	
当該年1月1日時点の住所	□茨木市	□茨木市外（ ）	
利用料金	次の世帯に該当する場合は☑してください。 □生活保護世帯、中国残留邦人支援給付（注1）受給世帯又は保護者が里親（注2）である世帯（注3） □市町村民税非課税世帯 （注1）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付 （注2）児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親 （注3）生活保護証明書、支援給付証明書又は保護者が里親であることを証明する書類を添付してください。 （注4）次に掲げる年度の世帯全員の市町村民税非課税証明書を添付してください。 4月から8月までの間に事業を利用する場合 前年度（前々年中収入分） 9月から翌年3月までの間に事業を利用する場合 当該年度（前年中収入分）		
利用料金決定（市記入欄）	2,000円	1,000円	0円

茨木市病児保育事業利用申込書

(提出先)

申込者住所 茨木市  
 (保護者) 氏名 \_\_\_\_\_  
 緊急連絡先 \_\_\_\_\_

次のとおり病児保育事業の利用を申し込みます。なお、病状急変の場合、保護者の責任のもとで、適切に対応します。

(フリガナ) 【児童名】	年 月 日生 男・女 ( 歳)
保育希望期間	月 日から 月 日までの 日間

病児保育事業を利用するときは、意見書を医療機関（小児科医）で記入してもらい、提出してください。意見書又は診察の結果、利用できない場合もあります。

【急変時の対応等】

様式第3号

茨木市病児保育事業意見書

これより下記は医療機関で記入して下さい。該当する疾病に○をしてください。

疾病等	
*上記の病気でも、隔離等の都合上利用できないこともあります。	
新型コロナウイルス感染症検査結果(※)	①判定（・陽性 ・陰性） ②検査方法（・抗原検査 ・PCR検査 ・その他）
指示事項	
食 事	
投 薬	病児保育室での投薬（あり ・ なし） 処方 1 2 3
診察日（ 年 月 日） 現時点では、病児保育事業の利用が可能であることを認めます。 医療機関 医 師 名 住 所 TEL	

(※) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施していない場合は、記載は不要です。

